

平成 31 年度 (2019 年度) 第 74 回国民体育大会競技役員等養成事業補助金交付要項

(趣 旨)

第 1 条 いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会会長（以下「会長」という。）は、第 74 回国民体育大会を開催するにあたり、正式競技（冬季競技を除く。）及び特別競技の県内競技団体（以下「競技団体」という。）の競技運営に携わる審判員、運営員、競技補助員（以下「競技役員等」という。）の養成確保に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和 36 年茨城県規則第 67 号）に準ずるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助対象事業等)

第 2 条 前条の補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の種類、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第 3 条 補助金の交付を受けようとする競技団体の代表者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて、会長の定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画一覧（様式第 2 号の 1）
- (2) 事業実施計画書（様式第 2 号の 2）（様式第 2 号の 3 ア）（様式第 2 号の 3 イ）
- (3) 収支予算書（様式第 3 号）
- (4) その他、会長が必要と認める書類

(補助金の交付決定の通知)

第 4 条 会長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を認めたときは、これを決定し、補助金交付決定通知書（様式第 4 号の 1）により通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第 5 条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた補助事業者は、当該通知に係る補助金の交付の決定内容及びこれに付された条件に不服があり、交付申請を取下げようとするときは、前条の補助金交付決定通知を受けた日から起算して 15 日以内にその旨を記載した書面を会長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

(補助事業の内容変更等)

第 6 条 補助事業者は、補助事業の内容、補助事業に要する経費の配分又は事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ事業変更承認申請書（様式第 5 号）を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りではない。

- (1) 補助事業の内容の変更で、補助金の額に影響を及ぼさない変更
- (2) 補助事業の内容を妨げない補助金の額の変更で、交付決定額の減額変更

2 会長は前項の規定により補助事業の変更承認申請があった場合において、その内容を審査し、補助金を変更交付すべきものと認めたときは、補助金の変更交付を決定し、その決定の内容を補助金変更交付決定通知書（様式第 4 号の 2）により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止等)

- 第7条** 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止する場合には、あらかじめ事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 会長は前項の規定により補助事業の中止又は廃止の申請があった場合において、その内容を審査し、補助事業を中止又は廃止すべきものと認めたときは、補助事業の中止又は廃止を決定し、その内容を事業中止（廃止）承認通知書（様式第4号の3）により通知するものとする。
- 3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに会長に報告してその指示を受けなければならない。

(補助事業の状況報告)

- 第8条** 補助事業者は、補助事業の遂行中、会長から要求があった場合は、速やかに事業遂行状況報告書（様式第7号）を作成し会長に提出しなければならない。
- 2 前項のほか、会長は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(補助金の概算払)

- 第9条** 会長は、補助事業の円滑な遂行上必要と認めるときは、補助金交付決定額の90%以内の額を概算払することができる。

(補助事業の実績報告)

- 第10条** 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は第7条第1項の規定による補助事業の中止等の承認を受けたときは、事業が完了した日、又は当該年度11月30日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書（様式第9号）に、次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。
- (1) 事業実績一覧（様式第10号の1）
 - (2) 事業実績報告書（様式第10号の2）（様式第10号の3-ア）（様式第10号の3-イ）
 - (3) 収支決算書（様式第11号）
 - (4) その他、会長が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

- 第11条** 会長は、前条の規定による実績報告書等の提出を受けた場合においては、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第12号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

- 第12条** 会長は、前条の規定により補助金の額の確定を行った後に、補助金を交付するものとする。
- 2 補助事業者は前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは補助金精算払請求書（様式第13号）を、第9条の規定により補助金の概算払を受けようとするときは補助金概算払請求書（様式第8号）を会長に提出しなければならない。

(決定の取り消し)

- 第13条** 会長は、次のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
 - (2) 補助事業者が、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
 - (3) 補助事業者が、その他この要項に違反したとき。
- 2 前項の規定による取消しの通知は、補助金交付決定取消通知書（様式第14号）により行うものとする。

する。

(補助金の返還)

第 14 条 会長は、前条の規定により補助金交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関する補助金が、既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 会長は、第 11 条の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

3 第 1 項及び第 2 項による返還の命令の通知は、補助金返還命令書（様式第 15 号）により行うものとする。

(証拠書類の保存)

第 15 条 補助事業者は、この補助金にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

(その他)

第 16 条 その他、この要項の施行に関して必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）
競技役員等養成事業

補助事業の種類	補助対象経費	補助金の額
(1) 中央講習会等派遣事業	審判員・要資格運営員の資格の取得及び同資格の維持並びに審判資質の向上を図るため、第74回国民体育大会に競技役員等として従事する者のうち、競技団体が必要と認めた者を中央（ブロック）競技団体が主催する講習会・審査会や全国（ブロック）大会等へ派遣するのに必要な経費。【別に定める】	【別に定める】
(2) 県内講習会等開催事業	審判員・要資格運営員の資格の取得及び同資格の維持並びに審判資質の向上を図るため、中央（ブロック又は県内）から講師を招き、第74回国民体育大会に競技役員等として従事する者のうち、競技団体が必要と認めた者を対象として講習会・審査会等を開催するのに必要な経費。【別に定める】	【別に定める】